

目 次

ページ

議案甲第20号	多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する 条例……………	1
議案甲第21号	令和4年度北多久公民館建設工事の請負契約の一部 変更について……………	3
議案乙第20号	令和5年度多久市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊
議案乙第21号	令和5年度多久市下水道事業会計補正予算 （第1号）……………	別冊
報告第3号	令和4年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について……………	4
報告第4号	令和4年度多久市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	7
報告第5号	令和4年度多久市農業集落排水事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	9
報告第6号	令和4年度多久市土地開発公社事業報告及び決算 について……………	11
報告第7号	令和5年度多久市土地開発公社事業計画及び予算 について……………	12
報告第8号	令和4年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び 決算について……………	13

報告第 9 号	令和 5 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び 予算について……………	1 4
報告第 1 0 号	令和 4 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業報告及び決算について……………	1 5
報告第 1 1 号	令和 5 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について……………	1 6

議案甲第20号

多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和45年多久市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出しを「（特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業手当の特例）」に改め、同項を次のように改める。

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例措置について廃止す

るため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第21号

令和4年度北多久公民館建設工事の請負契約の一部変更について

令和4年度北多久公民館建設工事の請負契約（令和4年6月20日議決、議案甲22号）の一部を次のように変更する。

契約の金額の項中「404,800,000円」を「412,249,200円」に改める。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提案する。

報告第3号

令和4年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和4年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

令和4年度 多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他		
						国支出金	県支出金	地方債			
円											
		定住促進事業	10,300,000	1,400,000							1,400,000
		食材高騰対策支援事業 (障害)	4,925,000	3,427,000		3,427,000					0
		食材高騰対策支援事業 (医療・介護)	8,252,000	6,326,000		6,326,000					0
2	総務費	1 総務管理費	2,664,000	2,623,000		2,400,000			223,000		0
		物価高騰対策支援事業	22,000,000	22,000,000		20,386,000			1,614,000		0
		池田学動物画利活用事業	8,484,000	8,411,000					8,411,000		0
		交通安全啓発事業	680,000	680,000							680,000
3	民生費	保育施設等給食支援事業	4,000,000	1,395,000		652,000		743,000			0
		医療扶助オンライン資格権認導入事業	2,770,000	2,770,000		2,770,000					0
4	衛生費	1 保健衛生費	182,000,000	182,000,000						182,000,000	0
		1 農業費	82,497,000	67,367,000				66,466,000			901,000
		地域農業水利用施設 メンテナンス事業	6,940,000	6,940,000				4,620,000			2,320,000
6	農林業費	2 林業費	12,000,000	12,000,000							0
		ふるさととの森林づくり事業	10,229,000	10,229,000				10,229,000			0

8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	11,745,000	481,000							481,000	
		社会資本整備総合交付金事業 (道路事業)	14,400,000	14,372,000			7,018,000			6,130,000		1,224,000
		道路メンテナンス事業	4,300,000	4,300,000			2,040,000			1,400,000		860,000
		交通安全施設整備単独事業	99,320,000	99,320,000								99,320,000
	3 河川費	市河川補修事業	1,121,000	311,000								311,000
		緊急浚渫推進事業	10,000,000	10,000,000						10,000,000		0
		排水路維持事業	379,000	179,000								179,000
		都市計画図作成委託料	3,987,000	3,987,000							3,987,000	0
		社会資本整備総合交付金事業 (都市公園整備事業)	14,868,000	13,493,000			5,071,000			5,000,000		3,422,000
		中央公園サイン設置事業	6,400,000	6,400,000					2,531,000			3,869,000
11 災害復旧費	過年発生農地災害復旧事業	27,384,000	11,116,000						10,203,000	100,000	813,000	
	過年発生農業用施設災害復旧事業	77,815,000	41,710,000						40,958,000	100,000	652,000	
	過年発生林道災害復旧事業	150,000,000	150,000,000						145,350,000	3,700,000	950,000	
	計	779,460,000	683,237,000	0		50,090,000	281,100,000	208,430,000	30,104,000	113,513,000		

報告第4号

令和4年度多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和4年度多久市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

令和4年度 多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	既収入	左の財源内訳				一般財源	
						特定財源	国支出金	県支出金	未収入特定財源		地方債
1	下水道費	2 下水道建設費	190,335,000	147,855,000	円	円	円	円	円	円	円
		地方創生・汚水処理施設整備推進交付金事業(公共下水道)	190,335,000	147,855,000	円	64,379,000	円	円	74,400,000	円	9,076,000
		計	190,335,000	147,855,000		64,379,000			74,400,000		9,076,000

報告第5号

令和4年度多久市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和4年度多久市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

令和4年度 多久市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他
						国支出金	県支出金	地方債		
1	農業集落排水費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業（農業集落排水）	22,695,000	21,528,000	円	円	円	円	円	
	2	農業集落排水費			10,264,000		10,300,000		964,000	
	計		22,695,000	21,528,000	10,264,000		10,300,000		964,000	

報告第6号

令和4年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第7号

令和5年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第8号

令和4年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第9号

令和5年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第10号

令和4年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び
決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和5年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第 1 1 号

令和 5 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び
予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 5 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算につ
いて別冊のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦